

実務基礎科目

科 目	専門職責任（前期および後期）	単 位
		4
担 当	柏木 俊彦	
授業内容の概要 弁護士倫理の主要な課題につき前期と後期の通年で仮説事例に則して倫理的な判断能力を養う。その際、各国、特にアメリカの倫理規定との比較を行う。日本の弁護士の歴史及び弁護士の綱紀・懲戒制度についても学ぶ。弁護士倫理は、弁護士の職務のルールであり、あらゆる法律実務科目に横断的に適用される通則であり弁護士の魂であることを学ぶ。検察官及び裁判官の倫理についてもゲストスピーカーを招いてその倫理を理解する。 授業方法 毎回の授業の仮説事例に関係する教科書掲載の参考文献、参考判例を基にして双方向の授業を行う。必要に応じ参考資料をTKCに掲載する。 成績評価の方法 中間試験及び期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。 授業計画 （前期） 第1回 専門職責任とは 第2回 弁護士の歴史 第3回 綱紀・懲戒制度 第4回 事件の受任・処理・辞任 第5回 秘密保持義務(その1) 第6回 秘密保持義務(その2) 秘密保持義務の解除 第7回 利益相反(その1) その利益相反禁止の理由とその類型 第8回 利益相反(その2) 複数依頼者 第9回 刑事弁護における倫理(その1) 第10回 刑事弁護における倫理(その2) 第11回 相手方との関係における規律 第12回 検察官の倫理(第何回に行うかはゲストスピーカーの日程に合わせて別途決定) 第13回 裁判官の倫理(第何回に行うかはゲストスピーカーの日程に合わせて別途決定) 第14回 懲戒事例からみた弁護士倫理 第15回 中間試験 （後期） 第16回 報酬と依頼者の金銭 第17回 弁護士の業務規制・広告 第18回 組織内弁護士 第19回 刑事事件における真実義務と誠実義務 第20回 民事事件における真実義務と誠実義務		

実務基礎科目

科 目	専門職責任（前期および後期）	単 位
		4
担 当	柏木 俊彦	
第21回 秘密保持義務(その3)秘密保持義務の解除 第22回 利益相反(その3)中立調整型事件／利益相反の訴訟行為 第23回 共同事務所／弁護士法人における弁護士の規律 第24回 非弁提携問題 第25回 弁護士の民事責任 第26回 弁護士の懲戒事例からみた弁護士倫理(ゲストスピーカーとして弁護士を予定) 第27回 検察官の倫理(第何回に行うかはゲストスピーカーの日程に合わせて別途決定。) 第28回 裁判官の倫理(第何回に行うかはゲストスピーカーの日程に合わせて別途決定。) 第29回 公益活動／弁護士の役割と責任 第30回 期末試験 使用教材 教科書(購入必須)： 塚原・宮川編「専門職責任 プロブレムブック」現代人文社 参考書(購入任意)： なし 前提履修科目 なし		

実務基礎科目

科 目	法実務入門 / 法情報調査・法文書作成（前期）	単 位
		2
担 当	竹内 淳・上田 正和	
授業内容の概要		
法律実務家の実務技能の基本である、(1)法的思考（あるいは、事実の整理・分析・評価、法的分析・法的推論）、(2)法的思考を支える法情報調査および事実調査、ならびに(3)法的思考の結果を文書で表現する法文書作成の基礎について、民事紛争事例、契約締結事例、刑事事件、行政事件などの具体的事例を素材とし、主として(a)裁判例における実際の法的思考の過程を分析すること、ならびに(b)学生自身が事実関係の整理・分析、必要な法令・判例・学説等の調査を行い、さらに、整理・分析および調査の結果による事実の評価を踏まえて、事実整理メモ・訴状・契約書などの文書を作成することを通じて理解・修得する。		
授業方法		
事前に裁判例または具体的な事例を学生に示し、学生が授業前に必要な事実整理・調査等の検討を行い、かつ、場合により一定の文書を作成する。教室（1クラス20～30名程度の少人数クラス）では、主に学生が作成した文書などをもとに、法的思考（事実の整理・分析・評価）のあり方および必要な法情報調査、法文書作成の要点等について議論する。必要に応じて一部講義を行う。 参考文献は、下記掲載の参考書のほか、開講前に参考文献リストを配布し、かつ、必要に応じ、関連する参考文献・参考資料等をPDFファイルなどで学生に提供する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度（課題としての文書の提出も含む。）と、学期末に提出を要求するレポート（テイク・ホーム試験。文書作成を含む。）によって評価する。成績は「A、B、C、D、F（またはN）」の5段階とする（旧カリキュラムの「法情報調査・法文書作成」として履修する者については、成績は「合／否」による。）。なお、課題として各授業前の作成・提出を要求する文書自体の出来・不出来は、評価の対象としない。		
授業計画		
第1回	法実務入門－イントロダクション	第11回 法的思考の実際－刑事事件
第2回	法的思考の実際－民事紛争事例	第12回 刑事事件－準抗告申立書
第3回	民事紛争事例－事実整理メモ	第13回 同一弁論要旨
第4回	同一法律メモまたは法律意見書	第14回 法的思考の実際－行政事件
第5回	同一訴状	第15回 学期末課題－テイク・ホーム試験
第6回	法的思考の実際－契約締結事例	
第7回	契約締結事例－事実整理メモ（不動産売買契約）	
第8回	同一契約書1（不動産売買契約）	
第9回	同一契約書2（建物賃貸借契約）	
第10回	同一契約書3（金銭消費貸借契約・抵当権設定契約）	
使用教材：原則として、担当教員作成の事例教材、講義資料、レジュメ等を使用する。		
参考書（購入任意）：坂本正光編『入門リーガルライティング』有信堂 加賀山茂＝松浦好治『法情報学』（第2版補正版）有斐閣 司法研修所編『問題研究要件事実』（改訂版）法曹会 伊藤眞・加藤新太郎編『判例から学ぶ民事事実認定』有斐閣 石井一正『刑事事実認定入門』判例タイムズ社 名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義』民事法研究会 滝川宜信『実践企業法務入門』（第4版）民事法研究会		
前提履修科目：なし		

科 目	ローヤリング / 面接交渉技法（後期 / 前期）	単 位 2
担 当	竹内 淳	

授業内容の概要

法律実務家の基本的実務技能のうち、(1)相談者・依頼者との相談・面接に関わる技法、(2)相手方当事者（その代理人を含む。）との交渉に関わる技法、および(3)事件受任、事実調査、依頼者への説明・報告等に関する技法について、主として(a)学生自身が法律相談の場面、示談交渉の場面、契約締結交渉の場面などの具体的事例を想定したロールプレイ（模擬法律相談、模擬交渉）を行うこと、および(b)実施したロールプレイの結果等を素材とし、(1)、(2)、(3)の各技法に関係する問題を提示しながら、教室で議論をすることを通じて理解・修得する。

なお、新カリキュラム導入に伴い、科目名が「ローヤリング」と変更になり、配当学年が1年次後期に移行することになったが、基本的には授業内容自体に変更はない。平成18年度（2006年度）以前の入学者は、前期に「面接交渉技法」として開講される授業および後期に「ローヤリング」として開講される授業のいずれを履修してもよい。

授業方法

1クラス20名程度の少人数クラスとする。事前に事案の概要を学生に示し、かつ学生に弁護士役、相談者役等の役目を割り振ったうえで、教室で模擬法律相談、模擬交渉などのロールプレイを実施する。ロールプレイ実施後、あらかじめ学生に配布したレジュメ、参考文献等に基づいて、上記(1)、(2)、(3)の各技法に関わる問題点について議論する。その他、講義、演習形式の授業も併用する。必要に応じて、法律基本科目の知識の確認を行う。

教科書・参考文献は、以下に掲載の教科書のほか、開講前に参考文献リストを配布し、かつ、必要に応じて、関連する参考文献・参考資料等をPDFファイルなどで学生に提供する。

なお、平成19年度については、補助教員の参加は未定である。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度（ロールプレイへの参加も含む。）と、学期末に提出を要求するレポート（テイク・ホーム試験）によって評価する。成績は「合／否」とする。

なお、ロールプレイ自体の出来・不出来は評価の対象とはしない。

授業計画

第1回 面接・交渉技法総論、面接技法概観	第10回 依頼者への説明・報告
第2回 法律相談～事件受任の実際	第11回 契約締結交渉準備
第3回 模擬法律相談1【ロールプレイ】	第12回 模擬契約締結交渉1【ロールプレイ】
第4回 模擬法律相談2【ロールプレイ】	第13回 模擬契約締結交渉2【ロールプレイ】
第5回 事件受任・事実調査概観	第14回 面接・交渉技法のポイント（総まとめ）
第6回 交渉技法概観	第15回 学期末課題—テイク・ホーム試験
第7回 紛争解決交渉準備	
第8回 模擬紛争解決交渉1【ロールプレイ】	
第9回 模擬紛争解決交渉2【ロールプレイ】	

使用教材

教科書（購入必須）：
名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義』民事法研究会

参考書（購入任意）：
参考文献リスト（開講前にPDFファイルで提供予定）を参照のこと。

前提履修科目

なし（ただし、授業は、履修学生が法実務入門または法情報調査・法文書作成の単位を取得していることを前提としている。）

科 目	民事訴訟実務（後期）	単 位
		2
担 当	北沢 義博、釘澤 知雄	
授業内容の概要		
弁護士は、民事裁判において①依頼者の求める趣旨と主張の開示及び自己の主張の証拠による立証、②相手方の主張や弁解に対する反論及び当該反論を支える反証の提出による相手方の主張や弁解の論破、という訴訟活動を行わなくてはならない。そこで、本科目では依頼者から得られた情報を基にして、訴状、答弁書及び準備書面を起案することによって、民事訴訟で必要とされる法律文書の構成及び書き方等を学び、更にクラスを原告側と被告側に二分し、模擬裁判形式で民事訴訟の始まりから終わりまでの手続きを体験し、訴訟における民事弁護の技術を修得してもらう。		
授業方法		
第1回から第3回までは指定教材を使用して、民事訴訟第1審手続き、事実認定、要件事実及び争点整理等について各自に起案して貰い、議論する。第4回から第6回までは事前に配布する資料に基づき各自に訴状、答弁書、準備書面、尋問事項などを起案して貰い、議論する。第8回から第14回まではクラスを原告訴訟代理人役と被告訴訟代理人役に二分して、模擬裁判形式で、書面の起案、陳述、書証の整理、提出及び本人・証人尋問を順次行い、適宜、講評する。なお、受講生が10名を超えるクラスは、当該クラスに2法廷を作り、一方は担当教授、もう一方は非常勤講師が受け持つが、講評等は適宜合同で行う。		
成績評価の方法		
講義に際して提出してもらう書面及び講義・模擬裁判への能動的・積極的な参加の程度によって評価する。成績評価は、合・否の2段階とする。		
授業計画		
第1回 民事訴訟第1審手続きの学習及びブロック・ダイアグラムの作成と講評 第2回 事実認定と要件事実(ブロック・ダイアグラム)の完成 第3回 判決起案(裁判官から見た事実整理)の起案と講評 第4回 資料に基づく原告側書面(訴状ないし準備書面)の起案と講評 第5回 資料に基づく被告側書面(答弁書ないし準備書面)の起案と講評 第6回 本人(証人)尋問を仮定した主尋問事項及び反対尋問事項の起案、簡易尋問の実施と講評 第7回 (模擬裁判Ⅰ)原被告双方の事情聴取と講評 第8回 (模擬裁判Ⅱ)原告の訴状起案及び陳述と講評 第9回 (模擬裁判Ⅲ)被告の答弁書起案及び陳述と講評 第10回 (模擬裁判Ⅳ)答弁書に対する原告の反論書(準備書面)の起案と講評 第11回 (模擬裁判Ⅴ)原告の反論書(準備書面)に対する被告の再反論書(準備書面)の起案と講評 第12回 (模擬裁判Ⅵ)原告側本人・証人に対する主尋問・反対尋問の実施と講評 第13回 (模擬裁判Ⅶ)被告側本人・証人に対する主尋問・反対尋問の実施と講評 第14回 (模擬裁判Ⅷ)判決言い渡しと模擬裁判全体の総括・講評 期末試験は実施しない		
使用教材		
教科書(購入必須)： 第1～第3回については司法研修所作成の指定教材(貸与)を使用する。 第4回以降は特に指定教材はない。 参考書(購入任意)： 特になし		
前提履修科目		
なし		

科 目	刑事訴訟実務（後期）	単 位
		2
担 当	黒田 純吉・萩原 猛	
授業内容の概要		
刑事実体法・手続法の理論的理解を前提に、具体的事案におけるそれらの応用を修得する。具体的には、①刑事手続きに関する法律家としての基礎的能力すなわち、a. 情報収集能力(事実の把握、そのための質問・発問、適用法理の把握)、b. 判断能力、c. 表現能力(主張、報告)を養成する。②当事者間の対立構造における弁護人、検察官、裁判官の各役割に対する理解を深める。③国際人権法に留意しつつ現行の刑事手続への批判的視点を養成し、大きく変化する刑事手続に対応できる力を獲得する。		
授業方法		
基本的に毎回予習課題を課し、課題に関するレポートを事前に作成・提出させる。授業当日は、問題の所在、前提となる規範、事実の把握などに関する教員による質問と学生による応答を通して、徹底したディスカッションを行う。場合により、その場で法的主張として構成した申立書を起案させ、あるいは、弁護人、検察官、裁判官の役割分担によるロールプレイングを行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における事前課題、準備、能動的参加状況、起案等により判定する。成績評価は、A, B, C, D, FまたはNの5段階とし、FおよびNを不合格とする。		
授業計画		
第1回 事実認定と適正手続き		
第2回 逮捕・勾留		
第3回 接見		
第4回 接見交通権		
第5回 取調べ		
第6回 公訴		
第7回 保釈		
第8回 第一回公判		
第9回 証拠開示		
第10回 証拠法1		
第11回 証拠法2		
第12回 証人尋問1		
第13回 証人尋問2		
第14回 論告・弁論		
使用教材		
各テーマにふさわしい刑事記録を基礎に作成した模擬記録、及び、判例、問題別の状況設定をした参考資料(作成予定)		
教科書(購入必須)：		
とくに指定しない。		
参考書(購入任意)：		
適宜紹介する。		
前提履修科目		
なし		

実務基礎科目

科 目	エクスターンシップ（後期集中）	単 位
		1
担 当	山口 健一	

授業内容の概要

2年次(4年制の場合は3年次)後期終了後の冬期休暇の間に、学生の希望に応じて、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会等の会員が執務する法律事務所、企業法務部、その他の法律関係機関に学生を派遣し、弁護士活動の実態を観察・体験することによって弁護士活動への理解を深めることを目的とする。取得単位は1単位とし、評価は可否とする。

授業方法

授業は、担当教員によるオリエンテーション及び合同セミナーと、学生を受け入れる指導担当者による現場指導とからなる。指導担当者による指導はマンツーマンの口頭指導・文書添削指導を中心とする。

成績評価の方法

成績は、学生が作成・提出する活動日誌および最終報告書と、指導担当者が作成・提出する活動証明書によって行い、可否の2段階による。成績は3年次(4年制の場合は4年次)前期の成績として記録される。

授業計画

- 9月末～10月初め：担当教員は、受入先法律事務所等のリストと情報を学生に提供・開示する。
- 10月中旬：担当教員は、10月中旬にエクスターンシップ履修に関する説明会(オリエンテーション)を行い、エクスターンシップの目的、活動日誌と最終報告書の記載の仕方、現場観察・体験での倫理問題等の留意点について解説する。同時に、受入先リストの各受入先の特徴を口頭で説明し、学生に受入先希望票の記入の仕方を説明する。
- 10月末～11月：担当教員は、学生から提出された受入先希望を受け、学生の履修資格の判定を行うとともに受入先の決定を行う。受入先希望が重複する場合は、抽選等の方法で受入先を決定する。原則として、受入先の指導担当者1名について学生3名を超えないものとする。
- 11月末：担当教員は、11月末までに受入先を決定し、決定した受入先に対し、本学学長名で委嘱状、エクスターンシップガイド(受入先向)、秘密保持誓約書(写)、学生作成の自己プロフィール、活動証明書(書式)を送付して、エクスターンシップを委嘱する。
- 1月～3月：学生は、法的に許容される限度において派遣先の指導担当者と定期的に行動を共にし、その行動を現場で観察するとともに、観察された活動について弁護士の解説を受け、討論ないし起案をする(現場指導は、最低約50時間)。学生は、現場観察・体験を、活動日誌に記録する。担当教員は、2月下旬及び3月下旬の2回を目処として、各回1時間30分程度の合同セミナーを行い、経験を共有するとともに、意見交換を行う。
- 4月：学生は、担当教員に、活動日誌と最終報告書を提出する。最終報告書において、エクスターンシップ実施前の獲得目標及び期待をどれだけ達成できたか、エクスターンシップで発見したこと・得られたこと、エクスターンシップを今後の法科大学院での勉強にどう生かしたいか等を記載するものとする。各学生の指導担当者は、活動日誌の内容を確認する活動証明書を担当教員に提出する。担当教員は、活動日誌、最終報告書、活動証明書によって評価を行い、可否の成績をつける。

使用教材

担当教員によるオリエンテーションおよび合同セミナーにおいては、特に教材は指定しない。事前配布ないし当日配布する受入先リスト(受入先情報概要を含む)、エクスターンシップガイド(学生向)、他の学生のエクスターンシップ体験等が教材となる。現場の指導担当者は、口頭指導、文書添削指導を中心とするが、必要に応じて文献資料、事件記録も使用する。

前提履修科目

必修としての法律基本科目・実務基礎科目(法情報調査・法文書作成及び専門職責任)の単位を取得もしくは取得見込みであること。なお、面接・交渉技法及び民事訴訟実務の単位を取得していることを推奨する。

科 目	民事クリニック 1 / 学内民事クリニック（前期および後期）	単 位 4
担 当	難波 幸一	
授業内容の概要		
法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である教授の立会や指導の元に民事事件の相談を受け、受任した事件につき、資料・文献を収集し、事件の方針を検討し、訴状・答弁書・準備書面等訴訟関係書類を作成し、証人・本人尋問の準備をするほか法廷を傍聴するなど実際の事件に関与させる。受任した事件についての法理論上の論点・弁護方針等に関し、セミナーを実施する。以上により、法理論の具体的実践するとともに依頼者との面接技能を修得させ、民事司法制度の実際とあるべき民事手続について考察させる。		
授業方法		
弁護士が行う民事事件の相談及び受任した事件の訴訟活動に立ち会わせるとともに、補充的に発問をさせる事情聴取をさせ、事件の方針を討議して検討させ、また実際に文献収集や訴訟関係書類を作成させたり、尋問事項を作成する等証人・本人尋問の準備をさせ、法廷を傍聴させるなど、実際の事件に関与する方法による。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された訴訟関係書類の内容と、事情聴取・打ち合わせ・方針討議・セミナーにおける発言等の内容を総合的に検討して評価する。成績は合格・不合格の2段階とする。		
授業計画		
教室での講義と異なり、学内の法律事務所や法廷等において実際の事件を担当することにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。おおむね1週間に6時間の事件活動と2時間のセミナーを行う。その具体的内容は以下のとおりである。		
法律相談		
学内の法律事務所で弁護士が行う民事法律相談に立ち会い、必要に応じ弁護士の指導または立ち会いの元で相談者に発問する。相談の結果を、事案の概要・法的問題点、受任の要否・可否について報告書にまとめる。		
事件受任		
弁護士が受任した民事事件について、弁護士の指導または立ち会いの元に、当事者及び事件関係者から事情を聴取するとともに、文献・資料の収集をする。そして、これらを総合して、事件の見通し、処理の方法、解決のための手段の選択等につき、教授や他の学生と討議して方針を決定する。		
決定された方針にしたがい、事情聴取や資料・文献に基づき、訴状・答弁書・準備書面・証拠申出書等の訴訟関係書類を作成して提出する。弁護士の指導または立ち会いの元に、尋問を予定されている本人・証人と尋問の打ち合わせをし、尋問事項書を作成する。事件によっては、尋問の演習をする。		
担当している事件の弁論・尋問期日に法廷を傍聴し、報告書・尋問経過メモを作成する。		
その他、民事保全事件・裁判外の交渉契約書締結・遺言書作成等の書面作成及び立会い		
使用教材		
授業方法で述べたとおり、実際の事件自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイルなどで提供する。		
前提履修科目		
民法1～6、民事訴訟法1・2、法情報調査・法文書作成、民事訴訟実務及び専門職責任の単位を取得していること。		

科 目	民事クリニック 2 / 学外民事クリニック (前期および後期)	単 位 4
担 当	櫻井 光政	
授業内容の概要		
① 都内クリニックで、担当教員(弁護士)の指導のもとに相談を受け、教員が選択した事件につき、事実調査・法令・判例・学説の検討をさせ、事案の解決に向けての方針を立案させる。 ② 事件の訴状その他の申立書面、答弁書、準備書面、証拠説明書などの書面を作成させる。 ③ 現実の事件を通じて、生の事実から法的事実を抽出し、かつ問題解決のためにどのような法律論を展開すべきかを判断する力を養う作業を通じて新司法試験にも対応できる事案の分析能力を身に付けさせる。		
授業方法		
教員が選択した事件について毎週書面作成の課題を与える。1週間の間に起案してもらい、週に1度のセミナーではその内容について検討する。セミナーにおいては担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。 また、可能な限り、依頼者からの相談、法廷での活動等担当教員の活動に学生を立ち合わせ、事件処理に必要な諸手続のうち学生自らが行える活動については、担当教員の指導・監督のもとに可能な限り学生に行わせる。但し学生の負担については十分考慮して柔軟に対応する。毎週のセミナーの開催場所については学生の意向を聞いて都内又は大宮のいずれで実施するかを決定する。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された法文書の内容、セミナーの際の発言等、各種活動を総合的に評価する。成績は、合格・不合格の2段階とする。		
授業計画(但し取扱い事件は進捗状況により計画と異なる場合があります)		
第1回 クリニック全体ガイダンス及び学外民事クリニックガイダンス・弁護士の使命と役割について		
第2回 ケース1 (不動産売買事例)訴状作成検討		
第3回 ケース2 (株主権確認請求控訴事件)控訴理由書作成検討		
第4回 ケース3(傷害・損害賠償請求事件)訴状作成検討		
第5回 ケース4(建物明渡請求事件)訴状作成検討		
第6回 ケース5 (請負代金請求事件)準備書面作成検討		
第7回 ケース6(賃料増額請求事件)訴状作成検討		
第8回 ケース2 準備書面作成検討		
第9回 ケース3 準備書面作成検討		
第10回 ケース4準備書面作成検討		
第11回 ケース7(婚約不履行慰謝料請求事件)答弁書の作成検討		
第12回 ケース6準備書面作成検討		
第13回 ケース8(貸金請求事件)訴状作成検討		
第14回 ケース3人証の準備・尋問事項書作成		
第15回 活動の総括		
使用教材		
購入必須の教科書はありません。民法・民事訴訟法について定評のある教科書があれば十分です。参考書は、要件事実についての解説書があると役に立つでしょう。		
前提履修科目		
受講時までには民法1～6、家族法、商事法入門、会社法1、2、民事訴訟法1、2、法情報調査・法文書作成、民事訴訟実務、専門職責任の単位を取得していること。		

実務基礎科目 クリニック

科 目	刑事クリニック 1 / 学内刑事クリニック (前期および後期)	単 位 4
担 当	萩原 猛	
授業内容の概要		
①法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である担当教員の立会や指導のもとに刑事事件（国選弁護事件・当番弁護士扶助事件）の相談を受け、担当教員の受任した事件につき、学生に、事実調査・法令・判例・学説の検討をさせ、事情聴取書・報告書、各種異議申立書等の文書を作成させる。②接見・公判廷での活動・被害者との示談交渉等、担当教員の弁護活動に立ち合わせると共に各種意見書・請求書・尋問事項書・示談書・弁論要旨等法文書を作成させる。③受任した事件についての法理論上の論点・弁護方針等に関し、セミナーを実施する。このように学生を実際の事件に関与させることによって、法理論の具体的実践・依頼者との面接技能を修得させ、刑事司法制度の実際とあるべき刑事手続について考察させる。また、貧困者に対するリーガルサービスの提供を通じて法曹の社会的責務を自覚させる。		
授業方法		
依頼者からの事情聴取・公判廷での活動等担当教員の弁護活動に学生を立ち合わせ、事件処理に必要な法文書の作成等、学生自らが行える活動については、担当教員の指導・監督のもとに可能な限り学生に行わせる。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された法文書の内容、セミナーの際の発言等、各種活動を総合的に評価し、試験は特に実施しない。成績は、合格・不合格の2段階とする。		
授業計画		
教室での講義と異なり、学内の法律事務所や法廷等において実際の事件を担当することにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。概ね1週間に7時間の事件活動と2時間のセミナーを行う。その具体的内容は以下のとおりである。 ①依頼者・関係者からの事情聴取—供述録取書・報告書・メモの作成 ②接見 ③弁護方針・戦略確定へ向けてのカンファレンス（随時） ④現場調査—報告書・メモの作成 ⑤各種異議申立—申立書作成・申立 ⑥関係者との接触・示談交渉・示談書作成 ⑦学説・判例・文献調査 ⑧公判立会—尋問事項書・公判経過報告書・メモの作成、弁論要旨の作成 ⑨公判の反省会・ケースカンファレンス		
使用教材		
実際の事件自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。		
前提履修科目		
履修登録時点で、刑法1・2、刑事訴訟法1・2、専門職責任、法情報調査・法文書作成（法実務入門）、刑事訴訟実務の単位を取得していること。		

実務基礎科目 クリニック

科 目	刑事クリニック 2 / 学外刑事クリニック (前期および後期)	単 位 4
担 当	丸山 輝久	
授業内容の概要		
生の事件に接することにより、体験的に刑事手続全般の知識を深めるとともに、具体的事実の整理、分析方法の習得、証拠の検討による事実認定の方法、刑法条文の解釈・適用を確実なものにする。そして、刑事弁護に興味を持ってもらう。ただし、新司法試験に役立つ基礎知識の習得に留意する。 ① 当職が担当する被疑者弁護事件、及び国選弁護事件を、当職の補助者として刑事弁護活動の中で、刑事弁護の方法、刑事手続、事実認定、法令適用、事実及び法令等の調査などの知識及び技術を習得する。 ② 週1回実施するゼミは、当該週に担当した事件、及び出題に対する起案を基に、事案・法律上の問題点を検討し、検察官・弁護人双方の立証活動(証拠、尋問方法)、事実認定、法令の適用などについて、学生間の議論を中心に討論し、刑事訴訟法及び刑法に関する基礎知識の確実化、深化を図る。 ③ 当職のみならず、刑事弁護を行っている若手弁護士との交流も行う。		
授業方法		
上記①については、接見、法廷傍聴、関係者からの事情聴取、事実調査、裁判傍聴などを体験させ、学生に起案をさせ、学生間の討論によって得た結果を当職の刑事弁護に活用する。そして、当職の弁護活動に対しても批判検討をしてもらう。また、控訴審事件は、一審での検察・弁護人双方の立証活動、弁論、判決などを批判的に検討・討論し、控訴趣意書を起案してもらい、控訴審裁判を傍聴する。 履修場所は、原則として当職の事務所、第二東京弁護士会館などで実施(学生の意見も参考にする)。 上記②については、具体的事案を題材にして出題をし、各人の答案に当職が講評を加える。それとは別に、学生間の討論によって法律知識及び事実分析・整理能力、事実認定能力、法律適用能力を深化させる。 履修場所は本校舎内。 上記③によって、学生のモチベーションの向上を図るとともに、刑事弁護への関心を深める。 履修場所は、面談する弁護士の都合によって異なる。		
成績評価の方法		
公式には合否のみである。期末試験はない。 合格には、週7時間程度の実務(自宅起案なども含む)の4分の3の稼働、ゼミも4分の3の出席が必要であり、所定の週報を作成して担当教員に提出しなければならない(起案の提出も4分の3以上であることが必要)。 答案、起案には、当職が試みに採点をする場合がある。		
授業計画(全体として20回)		
クリニック 原則として、学生一人が3件くらい共同で担当することとし、逮捕から一審判決までを体験できるように努め、扱う案件は性犯罪を除く刑法犯とする。 上訴審事件については上記限定がない。 ゼミ 第1回 スケジュール、班編成などの確定。 当職の刑事弁護の体験に基づいて、刑事裁判について講義する。 第2回～19 回 具体的事実問題について答案を作成させ、事実分析・整理能力、法適用能力を試すことを15回程度、担当している事件の検討会を3回程度、各実施する。 最終回 反省会、アンケート提出。		
前提履修科目		
受講時まで専門職責任、法情報調査・法文書作成、刑法1・2、刑事訴訟法1・2、刑事訴訟実務の単位を取得していること。		

科 目	情報公開クリニック（後期）	単 位 2
担 当	近藤 卓史、ローレンス・レペタ	
授業内容の概要 担当教員の指導のもと、学生に情報公開制度を利用して研究するテーマを選定させ、国、自治体等(アメリカ他諸外国に対する請求も含む)に対し現実に情報公開請求をさせる。非公開処分に対しては不服申立書、反論書の作成、審査会における意見陳述等不服申立手続きを行い、情報公開請求の経緯も含めて研究結果の報告をさせる。あわせて情報公開請求者からの相談、書類作成等も行う。情報公開制度が、弁護士業務における情報収集手続として有用であることを確認させるとともに、行政処分、行政争訟の仕組みを理解する入門として、行政事件について考察させることも目的とする。 授業方法 情報公開請求、不服申立手続等学生自らが行える活動については、担当教員の指導・監督のもとに可能な限り学生に行わせる。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。 成績評価の方法 情報公開請求の過程で作成された文書の内容、研究結果の報告、セミナーの際の発言、各種活動を総合的に評価する。成績は、合格・不合格の2段階とする。 授業計画 実際の情報公開請求をすることにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。概ね1週間に4. 5時間の活動(隔週1回2時間のセミナーを含む)を行う。その具体的内容は以下のとおりである。 1 情報公開制度(アメリカ他諸外国を含む)についての検討 2 情報公開制度の利用による研究テーマの選定 3 現実の情報公開請求 4 公開文書及び非公開文書の検討 5 非公開処分に対する不服申立書、反論書の作成、審査会における意見陳述等不服申立手続の履践 6 答申、裁決の検討 7 情報公開請求訴訟の可能性の検討 8 情報公開請求の経緯も含めた研究結果の報告 9 情報公開請求者からの相談、書類作成 10 非公開処分をうけた情報公開請求者からの相談、書類作成 使用教材 実際の情報公開請求自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。 前提履修科目 専門職責任、法情報調査・法文書作成の単位を取得していること。		

科 目	現代弁護士論 (前期)	単 位
		2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
世界の弁護士の歴史と明治維新以後における日本の法曹制度から始め、現代の弁護士制度とその現実を検証しつつ、その問題点を学生との議論を通じて明らかとする。この問題点を解決するためには、我が国の法曹の将来像は如何にあるべきかを学生自身の将来像に重ねあわせながら追求し、自己の法曹としての生き方を見極め、法曹としての覚悟を促すように授業を進めていく。特に今年度からは 2007 年問題と言われる、新規法曹人口が毎年2500名以上増加する現状認識をベースとして、弁護士間競争が必然となる時代を如何に生きるかを学修する。35年間の弁護士生活の中で担当教授が、又、適宜登場するゲストスピーカーたちが何を考え、何を実行し、何を獲得したかを生の題材として提供しながら学生の自主的かつ積極的な参加による検討を重ねる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 日本の弁護士の歴史と現在どのような状況にあるかを講義する。		
第2回 前回到続して、講義とディスカッションを行う。		
第3・4回 現代の弁護士と弁護士会の抱える問題状況に関する討論。弁護士の自治と弁護士会の在り方も含めて		
第5・6回 弁護士の大量増員時代の到来により現状がどのように変化するかを分析し、大都市と地方、巨大事務所とブティック型専門事務所、企業法務と人権弁護士、町の弁護士の将来、企業内での弁護士・地方自治体や国の公務員など様々な弁護士の生き方を分類整理する方向で討論する。		
第7回 ゲストスピーカーとして典型的な都市型市民弁護士に我が弁護士人生を語って頂き、ともに将来展望を討論する。		
第8回 ゲストスピーカーとして典型的な企業弁護士・企業法務担当者をお招きして前回同様のディスカッションをする。		
第9回 ゲストスピーカーとして典型的な弁護士過疎地域の弁護士に登場して頂き、前回同様のディスカッションをする。		
第10回 米国の巨大事務所の現状と比較して、わが国の法律事務所の巨大化の問題点を討論する。		
第11回 韓国・中国の弁護士をゲストスピーカーにお招きし、アジアの弁護士事情について討論する。		
第12回 刑事事件専門弁護士をゲストスピーカーとしてお招きし、現実と裁判員制度導入による変化を討論する。		
第13回 日本の弁護士の将来像について産業化とプロフェッションの関係を中心に討論を行う。		
第14回 学生自身が描く弁護士としての自分の将来像の発表		
第15回 期末試験		
使用教材		
参考書(購入任意)：宮川光治・那須弘平・小山稔・久保利英明編『変革の中の弁護士』上・下 有斐閣 日本弁護士連合会編著刊『弁護士白書』 大宮法科大学院＋久保利英明『ビジネス弁護士ロースクール講義』日経 BP 社 大宮法科大学院一期生『ロースクールの挑戦』幻冬社ルネッサンス		
前提履修科目		
なし		

科 目	刑事弁護活動論（前期）	単 位
		2
担 当	萩原 猛	
授業内容の概要		
刑事法の基礎的理解を経た学生を対象として、刑事手続の段階に応じたシミュレーションと討論を中心とした授業を行う。その際、学生に弁護人役をさせ、あるいは弁護人として思考させることを通じて刑事弁護の技能及び弁護士倫理を理解・修得させる。また、刑事弁護の経験豊富な弁護士の経験談に触れさせることを通じて刑事問題への関心を惹起させる。		
授業方法		
事前に事例・資料を配付し、授業前に必要な検討・準備をさせ、授業は直ちにシミュレーションや討論ができるようにする。必要に応じて講義を行う。その際、刑法・刑事訴訟法に対する理解が、学生において充分であるかは常に考慮して、基礎知識・基礎理論の定着に意を用いる。		
成績評価の方法		
課題として作成された法文書の内容・ロールプレイの内容・討論の際の発言等の平常点及び期末試験（テークホーム試験）によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回(座談会) 刑事弁護を多く手掛けている弁護士をゲストとして招き、ゲストが手掛けた事件を題材に、学生とディスカッションする。		
第2回(模擬接見) 身体拘束が問題となるケースにおける、接見のロールプレイ。		
第3回(模擬接見) 取調べが問題となるケースにおける接見のロールプレイ。		
第4回(黙秘権と弁護活動) 被疑者に対する弁護人としての助言内容を検討する。		
第5回(不起訴へ向けての弁護活動) 不起訴獲得には何かポイントであるか検討する。		
第6回(模擬保釈面接) 裁判官との保釈面接のロールプレイ。		
第7回(第1回公判期日までの間の弁護活動) この間に実施すべき弁護活動について検討する。		
第8回(証拠開示・公判前整理手続) 証拠開示申立書の作成、公判手続きの進行に即してどのような対応をすべきか検討する。		
第9回(模擬反対尋問) 証人(被害者・目撃者・共犯者)尋問のロールプレイ。		
第10回(模擬反対尋問) 証人(捜査官)尋問のロールプレイ。		
第11回(情状弁護) 情状弁護のポイントについて検討する。		
第12回(最終弁論) 弁論要旨作成、法廷でのパフォーマンス。		
第13回(刑事弁護人が直面する倫理問題) 刑事弁護人の倫理について検討する。		
第14回(まとめ) それまでの授業で取り上げた課題についての質疑応答。		
第15回 期末試験		
使用教材		
特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。		
前提履修科目		
刑法1・2、刑事訴訟法1・2の単位を取得していること。		

科 目	公益弁護活動論（後期）	単 位
		2
担 当	川端 和治	
授業内容の概要 我が国の弁護士は、弁護士法が基本的人権の擁護と社会正義の実現を弁護士の使命としてい ることをその職業的な誇りとし、その多くが、公益目的の実現を図る業務に、何らかの形でボラ ンティア的に携わってきた。そして、再審事件、公害・薬害事件など、営利業務としては成り立 ちにくい分野でも多くの成果を上げた。このような公益活動のあり方の利点と問題点を、諸外国 における公益弁護の在り方との比較も含めて検討し、かつ弁護士の大量増員とその業務のビジネ ス化の潮流がこのような伝統に及ぼす影響を分析して、今後のあるべき公益弁護活動のあり方を 学ぶ。		
授業方法	TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前 に検討しうるように提供し、かつテーマについての解説や参考文献解題を掲示する。毎回のテー マについて冒頭で問題点や課題を簡単に紹介した後、受講者が交代で担当する報告に基づいて質 疑と討論を行う。テーマに関連する法律論があればそれについても、報告と討論の対象とする。	
成績評価の方法	毎回の授業における発表及び期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fまたは N(不可)の5段階相対評価による。	
授業計画		
第1回 公益弁護とは何か、何故必要なのか、		
第2回 日本における公益弁護活動の基盤 司法支援センター役割と限界		
第3回 日弁連人権擁護委員会 再審問題への取り組み等		
第4回 公害事件への取り組み 四日市、川崎、六価クロム、アスベスト等		
第5回 薬害事件への取り組み サリドマイド、スモン、クロマイ、クロロキン等。		
第6回 医療問題への取り組み 未熟児網膜症、予防接種、H I V等		
第7回 水俣病問題への取り組み		
第8回 ハンセン氏病問題への取り組み		
第9回 消費者問題・高齢者問題への取り組み		
第10回 クレジット・サラ金、先物取引等金融商品問題への取り組み		
第11回 弁護士会・弁護士団体・弁護団・法律事務所		
第12回 日本の公益弁護活動の限界と反省・公益的弁護の経済学		
第13回 諸外国における公益的弁護活動、HIV 訴訟の国際比較		
第14回 ロー・スクールの役割、公益的弁護のビジネス化		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： なし。授業方法について記述したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する 参考文献・参考資料などをPDFファイルで提供する。		
参考書(購入任意)： 毎回の参考文献をTKC システムで紹介する。		
前提履修科目 なし		

科 目	法律事務所経営論（後期）	単 位 2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要 司法の容量とその質は究極のところ、現場で司法を支える法律事務所のパワーに依拠し、法律事務所の安定した経済力がなければ司法の強化はあり得ない。学生の大半が弁護士となることを前提に、本講義は法律事務所の経営の初歩について教育することを目指す。弁護士のマーケティング戦略、望ましい会計・税務・人事管理システム、巨大法律事務所とブティック型法律事務所の在り方、法人化や他土業連携事務所などについて、あるべき法律事務所像に迫る。		
授業方法 TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法 毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は A・B・C・D・F または N の 5 段階による。		
授業計画 第1回 法律事務所の経営とはどういうことか。 第2回 法律事務所の経営資源は何か（人・モノ・カネ・情報・時間）。 第3回 弁護士にとって、クライアントの重要性和獲得方法。 第4回 事務所の人的資源、設備の持つ経営的な重要性について。 第5回 事務所の収益を上げるために必要なことは何か。 第6回 共同化と法人化による大規模化にはどのような問題点があるか。 第7回 会計システム・税務対策の重要性について。 第8回 ワンストップの隣接土業との連携のメリット・デメリットは何か。 第9回 良い法律事務所の経営とはどのようなものか。定評を勝ち得ている弁護士をゲストスピーカーとして招く。 第10回 どのようなタイプの法律事務所はどのような経営を行えば高い評価に結びつくのかシミュレーションを学生自ら行う。 第11回 公益的人権事務所、個人・小規模企業対象事務所の経営。 第12回 最先端の記録ファイリング・システム、情報検索システムや個人情報漏洩防止システムなどの導入が事務所経営にどのようなプラスをもたらすかを検討する。 第13回 事務所経営上のリスクファクターを洗い出し、リスク回避のための方策を検討し、そのリスクが現実化し、クライシス発生となった場合の対応をマスコミ対策を含めてシミュレーションする。 第14回 今後ニーズの見込める専門分野と事務所の創造を検討する。 第15回 期末試験		
使用教材 授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などをPDF ファイルなどで提供する。		
前提履修科目 なし		